

食生活指針検討委員会の開催について

1 開催の趣旨

(1) 現在、我が国の食生活の状況をみると、食料の相当部分を海外に依存する一方で、

- ①脂質の過剰摂取など栄養バランスの崩れ、
- ②食べ残しや食品の廃棄などの無駄の発生
- ③朝食の欠食や孤食

など食生活に関し各種問題が顕在化している。

(2) 食料・農業・農村基本法においては、食料消費に関する施策の充実として、第16条第2項において、「国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする」とされたところであり、今回、これを受けて、健全な食生活に関する指針の策定につき、食品流通局長が主催する食生活指針検討委員会を開催し、検討を進めることとした。

2 検討内容等

関係する省庁とも連携しつつ、検討委員会においては、健康で充実した、かつ活動的な長寿社会の実現を図るため、この基礎として最も重要な食生活の見直し・改善を促すことを内容とした指針の検討とともに、食生活指針の普及定着のための方策、とりわけ、家庭における実践、子どもへの食教育や食品の供給サイドの取組についてもあわせ検討することとする。

3 食生活指針検討委員会委員（資料2参照）

4 食生活指針検討委員会の今後の開催等

食生活検討委員会を平成11年度中に数回開催し、年度中に検討会としての報告とりまとめを行うこととする。